

被災された方のための 生活支援情報

第64号
平成27年12月24日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、消費税率8%引上げ（平成26年4月1日）以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当（最大約90万円（建築・購入時））の給付が受けられる制度です。（被災時に住宅を所有していなかった場合、賃貸住宅にお住まいだった場合、消費税率5%で建築・購入あるいは補修を行った場合は対象になりませんのでご注意ください）

この「住まいの復興給付金」の申請に関する相談会を行います。詳しくは、別添チラシをご覧ください。

◆日時＝1月22日(金)・23日(土)10:00～18:00

◆会場＝宮城復興局会議室（青葉区一番町4-6-1仙台第一生命タワービル13階）

問い合わせ 事務局 ☎0120・250・460(9:00～17:00)

市営住宅入居者募集（子育て世帯対象） のお知らせ

●申し込み受け付け＝1月16日まで

●「入居募集のご案内」＝1月6日から市役所国分町分庁舎2階仙台市建設公社募集収納課、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内、総合支所、青葉区役所戸籍住民課仙台駅前サービスセンター（アエル5階）、証明発行センター、各区中央市民センター、生涯学習支援センター、宮城県住宅供給公社、市営住宅管理事務所で配布

●申し込み方法＝入居を希望する住戸1戸を選び、「入居募集のご案内」に添付の申込書を専用封筒で1月16日までに郵送で。申し込み多数のときは抽選

●入居可能日＝3月23日（予定）

●申し込みできる方＝次の条件を全て満たす方。①現在住宅に困っている②未就学児（平成21年4月2日以降生まれ）がいる③市内に住所または勤務地がある④収入が所得月額で21万4千円以下（収入の計算方法は「入居募集のご案内」をご覧ください）⑤市町村民税等の滞納がない⑥暴力団員でない（同居予定者を含む）⑦その他資格要件を満たす。なお、東日本大震災により住宅を失った方、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象地域に居住していた避難者の方も申し込みできますが、条件が異なりますので、お問い合わせください

■募集戸数や家賃、入居資格などについては、「入居募集のご案内」をご覧ください

■配偶者等からの暴力被害者の方の申し込み条件等については、お問い合わせください

問い合わせ 仙台市建設公社募集収納課 ☎214・3604

生活困りごとと、こころの健康相談会

さまざまな生活の困りごとと心の健康について、司法書士・保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が相談に応じます。

◆日時＝1月12日(火)13:00～16:00

◆会場＝宮城県司法書士会館（青葉区春日町8-1）

◆対象＝市内にお住まいか通勤・通学している方

申し込み 電話で宮城県司法書士会 ☎263・6755（9:00～17:00）

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

※裏面にもお知らせがあります

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

「臨時福祉給付金」の申請をお忘れなく

「臨時福祉給付金」は、消費税率の8%への引き上げによる所得の低い方々への影響を緩和するため、暫定的・臨時的な給付を実施するものです。対象となり得る方がいる世帯へは、8月下旬以降に申請書をお送りしています。

申請期限—平成28年1月25日

- ◆申請期限を過ぎると受け付けができなくなります
- ◆お届けした申請書がお手元がない場合や書き方が分からない場合は、専用ダイヤルにお問い合わせください
- ◆申請に不備があった場合は文書でお知らせしますの

で、指定された期限までに補正してください。期限までに補正していただかないと、給付金の支給ができなくなる場合があります

◆給付金の支給を装った詐欺にご注意ください

問い合わせ 仙台市臨時給付金専用ダイヤル☎745・7570（平日8:30～17:00。年末年始を除く）

女性への暴力相談電話

DVや性暴力などあらゆる暴力に悩む女性からの相談に応じます。

◆相談ダイヤル☎268・5145

◆日時—月・水～金曜日9:00～17:00、火曜日9:00～19:00（祝休日、年末年始を除く）

感染性胃腸炎・インフルエンザに注意しましょう

■感染性胃腸炎（ノロウイルス等）

例年12月の中旬頃が流行のピークです。感染性胃腸炎のなかでもノロウイルスによるものは、感染力が強いことから、特に注意が必要です。

【感染防止対策】

- 手洗いを励行しましょう。特に食事の前、トイレの後、おむつの交換の後などには石けんと流水でよく手を洗いましょう
- 食品は十分に加熱調理（85～90℃、90秒以上）しましょう
- 嘔吐・下痢などの症状が出たとき、吐物、ふん便の処理は、使い捨てのマスクと手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないよう注意しましょう。その際は、手すり、ドアノブ、床等も清拭しましょう。消毒には塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）が有効です

■インフルエンザ

例年12月～3月頃に流行し、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。

【感染防止対策】

- 手洗いを励行しましょう。特に食事の前、トイレの後、外出から帰った時などには必ず石けんと流水でよく手を洗いましょう
- 咳などの症状がある方はマスクを着用し、感染拡大防止に努めましょう
- 体の抵抗力を高めるために、十分な休養とバランスのとれた食事を心掛けましょう
- 乾燥しやすい室内では、加湿等により適度な湿度（50%～60%）を保ちましょう
- 予防接種は発症する可能性を減らし、もし発症しても重症化を防ぎます

問い合わせ 区役所保健福祉センター管理課（☎は表面下欄）、健康安全課☎214・8029

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市復興事業局生活再建推進室☎214・8559までご連絡ください。

被災された方のための生活支援情報 第64号